

## ファムツアー実施による「かさましこ」PR促進業務 仕様書

### 1 業務名

ファムツアー実施による「かさましこ」PR促進業務 仕様書

### 2 業務の目的

かさましこの認知度向上と笠間、益子両市町への観光誘客を図ることを目的として、訴求効果が高いと思われるメディアを招聘し、ファムツアーを実施する。

なお、本事業は主に国内観光客の誘客を目的とする。

### 3 履行期間

契約締結日から令和5年2月28日まで

### 4 業務の内容

#### (1) 内容

- (ア) ファムツアーは1泊2日の行程を基本とし、1回実施する。
- (イ) 対象者メディアは首都圏エリア、地元(茨城県、栃木県)に拠点を置く企業とする。なお、メディア数は10社を目安とするが、業務委託代金の中でメディア数や種類(新聞、雑誌、テレビ、WEB、ラジオ、YouTube等)を提案し、委託者との合意のもと業務を進めることができる。
- (ウ) コースは、益子駅、若しくは笠間駅発着とする。
- (エ) 参加メディアに対し、取材結果を記事広告として掲載させること。
- (オ) 業務に係る経費は、すべて委託費の中から対応することとし、ツアー参加者から負担を求めないこと。
- (カ) 当該ツアーに関する参加者の募集、旅行行程の作成・進行管理、施設利用料の調整や精算管理など一切の業務を行うこと。

#### (2) 報告書の作成

かさましこの認知度・魅力度の向上など、今後の施策に活用するため、参加者にアンケート調査を実施し、報告書を作成すること。

### 5 業務実施体制

- (1) 委託業務の履行にあたっては、専任者を配置すること。
- (2) 委託業務の履行にあたっては、委託者と十分な連携及び協議を図ること。
- (3) 委託業務の遂行について関連する法規がある場合は、当該法規を遵守す

ること。

- (4) 委託者が必要と認める事項について、適宜支援を行うこと。

## 6 成果物の提出等

提出場所は、笠間市生涯学習課文化振興室執務室とする。

- (1) 業務報告書 20部+PDF データ

## 7 検査

- (1) 受託者は、本業務を完了したときは、すみやかに委託者に報告するものとし、完了検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、自らの責に帰すべき理由による成果品の不良箇所等が発見された場合は、すみやかに訂正、又は補足その他の処置をとるものとする。

## 8 再委託

受託者、本業務のうち専門業者に発注した方が効果的に実施できる事務について、事前に委託者の承認を得て第三者に再委託できるものとする。

## 9 調査等

委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受託者はこれに従わなければならない。

## 10 その他の留意事項

- (1) 受託者は契約締結後、すみやかに事業計画書を提出すること。
- (2) 業務の円滑な進捗及び成果を把握するため定期的な打合せを行うこと。  
また、受託者は打合せ記録簿を作成すること。
- (3) 受託者が本委託業務を行うにあたって、個人情報を取り扱う場合には、笠間市個人情報保護条例（平成18年条例第14号）、益子町情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成12年条例第1号）、益子町情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則（平成12年規則第17号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他、個人情報の保護に努めること。
- (4) 受託者は本事業を行うにあたって業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、本委託業務終了後も同様とする。
- (5) 成果物は、委託者が自由に二次利用（印刷物の制作、ホームページの記

載等) できるものとし、成果物の二次利用に関して、委託者にいかなる制限も課さないものとする。

- (6) 受託者は、受託者が委託者に納品したデザインを含む一切の成果物について、第三者の有する著作権等の知的財産権を侵害してはいけない。侵害した場合には、受託者は、その損害に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者から提供があったデータについては、この限りではない。
- (7) 委託者は本事業において受託者から協力を求められた際は、可能な範囲での協力を行うものとする。
- (8) 本業務に関する内容については、本仕様書によるほか、受託者の提案内容等に従い、契約後詳細な打合せにより、委託者及び受託者双方合意のうえ、決定するものとする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。